電気料金種別定義書

【GREENホーム　ファミリー】

2026年11月１日

U-POWER | U-NEXT HOLDINGS

I.　総則 1
１．　適用 1
２．　定義 1
II. 契約種別 1
１．　契約種別 1
２．　電灯プラン 1
（１）　最低料金契約 1
イ）　適用条件 1
ロ）　供給電気方式、供給電圧および周波数 1
ハ）　最大需要容量 2
ニ）　料金 2
（２）　アンペア契約 2
イ）　適用条件 2
ロ）　供給電気方式、供給電圧および周波数 2
ハ）　契約電流 2
ニ）　料金 3
（３）　キロボルトアンペア契約 3
イ）　適用条件 3
ロ）　供給電気方式、供給電圧および周波数 3
ハ）　契約容量 3
ニ）　料金 3
（４）　キロワット契約 4
イ）　適用条件 4
ロ）　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
ハ）　契約電力 4
ニ）　料金 4
III.　最低利用期間 5
IV.　解約違約金 5
V.　本定義書の変更および廃止 5
附則 5
別紙１　最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価および燃料費調整単価 1
１．　最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価 1
２．　燃料費調整単価 2
別紙２　非化石証書費 4
（１）　プラン別の非化石証書購入量 4
（２）　プラン別非化石証書費 4
（３）　非化石証書費の改定 4

I. 総則

１．適用

（１） 電気料金種別定義書【GREENホーム　ファミリー】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ（以下「当社」といいます。）の「電気需給約款（低圧）」（以下「電気需給約款」といいます。）に基づき、お客さまへ電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。

（２） 本定義書が適用される地域は、電気需給約款に準じます。

（３） 本定義書に定める基本料金、最低料金、電力量料金および非化石証書費は、消費税相当額を含みます。

２．定義

本定義書に特段の定めのない用語の定義は、電気需給約款に定めるところによります。

II. 契約種別

１．契約種別

（１） 契約種別は、次のとおりとします。

電灯プラン	最低料金契約
	アンペア契約
	キロボルトアンペア契約
	キロワット契約

（２） 本定義書に定める契約種別は、法人ではない個人のお客さまに限り利用することができます。ただし、個人事業主が専ら事業のために利用する場合を除きます。

２．電灯プラン

（１） 最低料金契約

イ）適用条件

別紙１　表１－１に定める管轄エリアにおける、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ)最大需要容量（同時に使用する電気の最大容量をいいます。以下同じとします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)１需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、この最低料金契約の最大需要容量の換算値（１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に

は、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ）最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ）料金

算定期間ごとの料金は、次に定める最低料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

(イ)算定期間ごとの最低料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１表１－１に定める最低料金の単価欄に定める金額とします。

(ロ)算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１ 表１－１に定める電力量料金単価に別紙１の２に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。なお、算定期間の使用電力量が同表の電力量料金の区分欄に定める量に満たない場合には、その算定期間では電力量料金は生じません。

(ハ)算定期間ごとの非化石証書費は、別紙２に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

（２） アンペア契約

イ）適用条件

別紙１ 表１－２に定める管轄エリア（関西、中国および四国を除きます。）における、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ)契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。

(ロ)１需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このアンペア契約の契約電流の換算値（10アンペアを１キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ）契約電流

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電流に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとします。また前小売電気事業者が契約電流または契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ）料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

(イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１表１－２に定める基本料金単価に契約電流を乗じて得た金額とします。

(ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１ 表１－２に定める電力量料金単価に別紙１の２に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙２に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

（３） キロボルトアンペア契約

イ）適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) １需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロボルトアンペア契約の契約容量の換算値（１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ）契約容量

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約容量は、６キロボルトアンペアから49キロボルトアンペアまでの範囲における整数の値とします。また前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ）料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

(イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１表１－２に定める基本料金単価に契約容量を乗じて得た金額とします。

(ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１ 表１－２に定める電力量料金単価に別紙１の２に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ)算定期間ごとの非化石証書費は、別紙２に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

（４） キロワット契約

イ） 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ)お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約であること。

(ロ)１需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロワット契約の契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ） 契約電力

各月の契約電力は、その１月の補正後最大需要電力と前11月（特別の事情があるときは、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、１キロワットとし、１キロワット未満の端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとし、算定された値が50キロワット以上となる場合は、契約電力を49キロワットとします。

各月における補正後最大需要電力の算定方法は、次のとおりとします。

【算定式】補正後最大需要電力 ＝ 最大需要電力 × 1.5

ニ） 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

(イ)算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１表１－２に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。

(ロ)算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙１ 表１－２に定める電力量料金単価に別紙１の２に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ)算定期間ごとの非化石証書費は、別紙２に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

III. 最低利用期間

最低利用期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として11ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日までとします。

IV. 解約違約金

お客さまが電気需給約款第３７条(お客さまからの電気需給契約の廃止)に基づき電気需給契約を廃止した場合の解約違約金は発生しないものとします。

V. 本定義書の変更および廃止

（１） 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款第４条（本約款等の変更）に準じます。
（２） 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合には、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトに掲載します。
（３） 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合には、電気需給約款第４条（本約款等の変更）第２項に準じます。

附則

本定義書は、2026年11月１日より実施します。

別紙１　最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価および燃料費調整単価

１．最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価

表１－１（最低料金契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
関西	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	694.18
	電力量料金	15kWhを超える1kWhにつき	24.99
中国	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	933.28
	電力量料金	15kWhを超える1kWhにつき	38.70
四国	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	897.89
	電力量料金	11kWhを超える1kWhにつき	37.04
備考 ・単価は税込金額です。			

表１－２（アンペア契約、キロボルトアンペア契約、キロワット契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
北海道	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	563.20
	電力量料金	1kWhにつき	39.28
東北	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	408.10
	電力量料金	1kWhにつき	36.01
東京	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	391.23
	電力量料金	1kWhにつき	34.72
中部	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	447.07
	電力量料金	1kWhにつき	25.35
北陸	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	302.50

	電力量料金	1kWhにつき	34.01
関西	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	504.41
	電力量料金	1kWhにつき	20.91
中国	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	506.20
	電力量料金	1kWhにつき	35.33
四国	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	474.10
	電力量料金	1kWhにつき	32.57
九州	基本料金	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	438.24
	電力量料金	1kWhにつき	22.97

備考
・単価は税込金額です。
・電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。
・15Aの時の基本料金は、10Aの時の1.5倍といたします。

２．燃料費調整単価

燃料費調整単価は管轄エリアごとに以下の算式によって算定された値といたします。

$$燃料費調整単価 = \left(平均燃料価格 - 基準燃料価格 \right) \times \frac{基準単価}{1{,}000}$$

基準燃料価格、および基準単価は管轄エリアごとに以下の通りといたします。

管轄エリア	基準燃料価格	基準単価
北海道	80,800	0.173
東北	83,500	0.197
東京	86,100	0.183
中部	45,900	0.233
北陸	79,800	0.165
関西	27,100	0.165
中国	80,300	0.212
四国	80,000	0.154
九州	27,400	0.136

平均燃料価格は、管轄エリアごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A × α ＋B × β ＋C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、β、およびγは管轄エリアごとに以下の通りといたします。

管轄エリア	α	β	γ
北海道	0.1874	0.0899	1.0036
東北	0.0259	0.2563	0.8915
東京	0.0048	0.3827	0.6584
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770
九州	0.0053	0.1861	1.0757

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月末日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

別紙２　非化石証書費

（１） プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客さまの使用電力量の10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN50	お客さまの使用電力量の50%の非化石証書を購入することで、実質再エネ50%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客さまの使用電力量の100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

（２） プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量1kWhにつき	0.00円
GREEN50		0.58円
GREEN100		1.29円

（３） 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合には、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、その内容を改定することができます。